入　札　説　明　書

この一般競争入札説明書は、京都府（以下「府」という。）が発注する浄化センターで使用する電力調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を説明したものである。

契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第９章第６節、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第５章第６節及び京都府会計規則（昭和52年京都府規則第６号。以下「規則」という。）第７章の規定により行うものとしている。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第４条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

１　公告日　　令和８年11月６日

２　契約担当者　京都府知事　西脇　隆俊

３　担当部局

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570　京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
京都府総務部入札課
電話番号　(075) 414-5442
ファクシミリ番号 (075) 414-5450

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒617-0836　長岡京市勝竜寺樋ノ口１
京都府流域下水道事務所総務課
電話番号 (075) 954-1877
ファクシミリ番号 (075) 955-2224

４　入札に付する事項

(1) 調達の名称及び数量

ア　桂川右岸流域下水道洛西浄化センターで使用する電力調達　一式
イ　木津川上流流域下水道木津川上流浄化センターで使用する電力調達　一式
ウ　宮津湾流域下水道宮津湾浄化センターで使用する電力調達　一式

(2) 契約書及び仕様等

本入札における契約事項及び仕様等は、別添の電力需給契約書及び仕様書によるものとする。

(3) 調達施設及び調達期間

ア　(1)のアに係る調達

洛西浄化センター
長岡京市勝竜寺樋ノ口１
令和９年４月１日から令和10年３月31日まで

イ　(1)のイに係る調達

(ｱ) 木津川上流浄化センター

相楽郡精華町大字下狛小字椋ノ木 97 番地

令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで

(ｲ) 相楽中継ポンプ場

木津川市相楽高下４番地９

令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで

ウ　(1)のウに係る調達

(ｱ) 宮津湾浄化センター

宮津市字獅子 10 番地

令和９年４月９日から令和 10 年４月８日まで

(ｲ) 獅子崎中継ポンプ場

宮津市字獅子崎小字大苗代 195 番４

令和９年４月８日から令和 10 年４月７日まで

(ｳ) 鶴賀中継ポンプ場

宮津市字鶴賀 2158 番７

令和９年４月２日から令和 10 年４月１日まで

(ｴ) 須津中継ポンプ場

宮津市字須津小字大藪濱 1967 番１

令和９年４月 17 日から令和 10 年４月 16 日まで

(ｵ) 四辻中継ポンプ場

与謝郡与謝野町字四辻小字青田 630 番２

令和９年４月 11 日から令和 10 年４月 10 日まで

(ｶ) 堂谷中継ポンプ場

与謝郡与謝野町字石川小字桐ヶ鼻 41 番３

令和９年４月 22 日から令和 10 年４月 21 日まで

(4) 契約期間

契約日からそれぞれの調達期間の末日までを契約期間とする。

なお、契約日からそれぞれの調達期間の開始日前日までを準備期間とする。

5　入札説明書及び仕様書の交付期間等

(1) 原則として、この公告に示す入札説明書及び仕様書の交付期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

(2) やむを得ず窓口配布を希望する場合は、この公告に示す入札説明書及び仕様書の交付期間に、３の(1)の組織へ問い合わせの上、入手すること。

6　入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和８年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和８年京都府告示第２号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。

大分類「燃料類」―小分類「電力」

(3) 「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針」第６条第１項の規定により、令和８年度入札分に係る「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出した小売電気事業者のうち、判定結果が「適合」の通知を受けた者であること。

(4) ７の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条の２の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 入札に参加しようとする調達に要する電力を昼夜問わず供給するのに十分な電源を確保している者であること。

(7) 適正な電力供給のための体制が確立されており、供給約款等が整備されている者であること。

７　入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、この案件は、原則として電子調達システムによって、入札参加の資格確認申請及び入札を行う案件である。電子調達システムによりがたい者は、(3)のイにより承諾を得て例外的に書面により提出することができる。

また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和８年 11 月６日（金）から令和８年 11 月 24 日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(2) 提出書類

ア　確認申請書

イ　「京都府の電力調達に係る環境配慮契約方針」第６条第１項の規定により、令和８年度入札分に係る「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出した小売電気事業者のうち、判定結果が「適合」の通知を受けたことを証する書類

ウ　電気事業法（ 昭和 39 年法律第 170 号）第２条の２の規定による小売電気事業の登録を受けていることを証する書類

エ　電力供給実績調書（別記様式１）

過去２年間に４の(1)で示した調達と同種及び同等以上である契約（４の(1)のアにあっては特別高圧、４の(1)のイ及びウにあっては高圧の電力需給契約であり、契約電力及び１年間当たりの予定使用電力量が４の(2)で示した調達の仕様書に掲げる契約電力及び予定使用電力量を上回るとともに、一日当たりの昼夜間電力供給量が概ね一定である契約。以下「同種同等契約」という。）を複数件記載すること。（電力供給実績は、当該法人が受給者と直接契約した実績であることを要する。）

なお、規則第 159 条第２項第３号に該当し契約保証金の免除を希望する者にあっては、過去２年間に国又は地方公共団体と直接締結した同種同等契約の履行実績を複数件記載すること。

オ　電力供給実績調書に係る契約書等の写し

エに係る契約書等の写し（契約の概要がわかる部分のみの添付で差し支えないものとする。）を添付すること。

カ　電気需給約款等

(3)　提出方法

ア　電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより(2)のアを提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとする。

また、(2)のイからカについては、確認申請書を提出した後、８の受付・回答と同様の方法で電子調達システムにより提出すること。

イ　電子調達システムによりがたい場合で、「京都府物品・役務等電子調達運用基準」第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、申請書等を１部、３の(1)の場所に持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）すること。

(4)　入札参加資格の確認通知

入札参加資格を確認した後、令和８年12月３日（木）までに一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「確認結果通知書」という。）により通知する。

(5)　その他

ア　申請書等の作成等に要する費用は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ　紙入札者は、提出書類をＡ４判で作成し、１部提出すること。

ウ　提出された書類は、この入札以外の目的に使用することはない。

エ　虚偽の記載をした者は、この入札への参加を認めないとともに、京都府の指名停止措置を行うことがある。

オ　６の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ｱ) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先

３の(1)に同じ。

(ｲ) 提出書類

原則として、京都府ホームページ「特定調達契約に係る競争入札参加資格審査申請の随時受付について」（http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html）からダウンロードすること。

(ｳ) 提出期限

令和８年11月17日（火）午後５時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

カ　６の(3)の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。ただし、本年度に京都府が実施した特定調達契約に係る電力調達の一般競争入札に参加することを認められたものは、それを証する書類の提出により、(ｲ)の提出書類に替えることができる。

(ｱ)「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」の提出場所及問合せ先

〒602-8570　京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課温暖化対策係

電話番号（075）414-4830

(ｲ) 提出書類

原則として、京都府ホームページ「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針について」(https://www.pref.kyoto.jp/energy/kankyohairyo2023.html)からダウンロードすること。

(ｳ) 提出期限

令和８年 11 月 17 日（火）午後５時

なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

８　質問の受付・回答

入札説明書並びに仕様書、契約書（案）及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）に関する質問については、次のとおり受け付ける。

(1) 質問方法

ア　原則として、電子調達システムにより質疑書（別記様式２）を提出すること。

イ　紙入札者は、以下の点に留意の上、３の(1)の場所へ書面により提出することができる。

(ｱ) 件名は「○○流域下水道○○浄化センターで使用する電力調達に関する質問」とすること。

(ｲ)　質問者の会社名、部署名、役職、氏名、電話番号を記載すること。

(2) 受付期限

令和８年 12 月８日（火）午後５時 15 分

(3) 回答

令和８年 12 月 18 日（金）までに電子調達システムにより回答する。

なお、紙入札者には、ファクシミリ等により回答する。

９　入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア　電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和９年１月６日（水）午前８時 30 分から午後５時 15 分まで及び令和９年１月７日（木）午前８時 30 分から午前 10 時まで

イ　郵送による場合の入札書の提出期限

令和９年１月６日（水）午後５時

ウ　持参又は郵送による場合の提出先

〒602-8570　京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

京都府総務部入札課長

エ　開札の日時

令和９年１月７日（木）午前 10 時 15 分

(2) 入札の方法

ア　電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書のほか、内訳書（任意様式とする。ただし、４の(1)のイの調達案件については、内訳書とともに自家発補給契約内訳書（別記様式３）を併せて作成すること。）及び入札金額の積算根拠を示す資料（以下「内訳書等」という。）を提出すること。

イ　紙入札者は、(1)のアの期間内に（1）のウの提出先に入札書及び内訳書等を持参し、又は(1)のイの期限までに郵送(郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。)により提出すること。

なお、入札書は、４の(1)のアからウまでの業務別にそれぞれ作成し、提出すること。

(ｱ) 入札書には、入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人が入札書を提出する場合には代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）しなければならない。

(ｲ) 入札書及び内訳書等は、必要事項を全て記入して封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名又は名称若しくは商号及び「○○流域下水道○○浄化センターで使用する電力調達　入札書在中」と朱書きで記載し、封筒の全ての開口部を封印し、入札執行者（京都府総務部入札課長）あての親展とすること。

(ｳ) 入札書を代理人名で提出するときは、委任状を同封すること。

(ｴ) 再度入札における入札書は、入札書とともに提出するものとし、入札書とは別の封筒に入れ、「○○流域下水道○○浄化センターで使用する電力調達　再入札書在中」と記載するとともに、(ｲ)と同様に封印等の処理をするものとする。

なお、紙入札者が再入札書を提出しなかったときは、再度入札を辞退したものとみなす。

ウ　契約の締結は、単価契約により行う。

エ　資格確認の結果、資格を有すると認められた者が１者であっても、原則として入札を執行する。

オ　入札回数は、２回までとする。

カ　内訳書等は返却しない。

(3) 入札金額の積算

積算に当たっては、以下の単価を基本とし、仕様書に示す予定使用電力量及び算定条件書に基づく積算式により算出するものとし、内訳書として提出すること。

落札者の決定は、上記により算出された契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。

また、積算に当たり用いたアからウに係る単価及びアからエ及びカに係る算出式については、落札決定後も適用する。

なお、カについては、ア、イ又はウの料金に一定の割引率を乗じるものに限ることとする。

ただし、国の補助金等による値引きは含まないものとする。

ア　常時基本料金単価（円/kW）

イ　予備基本料金単価（円/kW）

ウ　電力量料金単価（円/kWh）

エ　燃料費等調整額は「０　円/kwh」として積算する。

オ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は「０　円/kWh」として積算する。

カ　その他の割引

(4) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、４の(1)のそれぞれの電力調達一式ごとに、総額の金額とし、電力の供給に必要な一切の諸経費を含めること。

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額（電気料金の総額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札者は、一旦入札書を電子調達システムにより提出し、又は持参又は郵送により提出

した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

(6) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(7) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。

なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(8) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまで（紙入札者にあっては、入札書を持参する場合は(1)のウの場所に提出するまで、郵送する場合は京都府総務部政策法務課が郵便局から書留郵便等を受領するまでをいう。）は入札を辞退することができる。

この場合、電子入札者は、電子調達システムへの入札辞退届の登録を行うこととし、紙入札者は、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を(1)のウの提出先へ提出することとする。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、府の指名停止措置を行うことがある。

(9) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は再度の入札に加わることができない。

ア　６に掲げる競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ　申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ　申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ　入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ　同じ入札に２以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のＩＤ又はパスワードを使用しての入札を含む。）をした者のした入札

カ　電子調達システムの使用に当たり、他人のＩＤ又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ　その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク　入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ　入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ　金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

サ　氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(10) 落札者の決定方法

ア　京都府公営企業会計規程(昭和47年京都府公営企業管理規程第９号)第112条の規定により例によることとされる京都府会計規則（昭和52年京都府規則第６号）第145条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が２人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

イ　落札者が決定通知のあった日から７日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(11) 再度入札

ア　開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がなく、落札者がない場合は、再度入札を行うものとし、開札後、速やかにその旨を電子調達システムにより（紙入札者にあってはファクシミリによる。）通知する。

イ　再度入札における入札書提出期限及び開札日時は、再入札通知書により、再度入札の参加者に通知する。

なお、当初入札において不着、辞退又は無効となった者は、再度入札に参加することができない。

ウ　再度入札参加者は(2)から(10)までの方法により再度入札を行うものとする。

エ　再度入札において、当初入札時の最低の入札価格を超える価格で入札した者は、失格とする。

11　契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

12　契約書作成の要否

要する。

13　入札保証金

免除する。

14　違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の５相当額の違約金を徴収する。

15　契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第２項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

16　契約の解除予約及び損害賠償請求

京都府は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。

17　支払条件

精算払とする。

支払方法は、指定口座への振込又は京都府指定口座からの引き落としとする。

なお、指定口座への振込元金融機関及び京都府指定口座は、いずれも京都銀行である。

18　その他

(1) １から 17 に定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 電子入札者は、京都府ホームページに掲載されている「京都府物品・役務等電子調達運用基準」を遵守すること。

(3) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(4) 本公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成８年京都府告示第 485 号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

(5) この入札に係る令和９年度以降の予算が京都府議会において議決されない場合は、契約を解除することがある。

(6) 本入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

(7) 落札者は、落札後７日以内に契約関係書類等を提出しなければならない。